



連絡先： 社労士オフィス.KAN
 社会保険労務士 武用 貫次
 〒573-0013
 大阪府枚方市星丘 1-26-14
 電話：072-395-1291 FAX：072-395-1291
 e-mail：kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

職場のハラスメント防止措置義務化への対応は進んでいますか？

◆4月から中小企業もパワーハラ防止措置が義務化に

2020年6月1日にパワーハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行されました。中小企業については、2022年3月31日まではパワーハラ防止措置は努力義務とされ、猶予期間が設けられていたところ、いよいよ2022年4月1日から義務化されます。

未対応という会社は、すぐにでも確認をしていきましょう。

◆パワーハラ相談件数増加の企業が最多

一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）が実施した「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」（調査期間2021年9月7日～10月15日、会員企業400社から回答）によれば、5年前と比較した相談件数として、パワーハラメントに関する相談件数は、「増えた」

が44.0%と最も多くなっています。増加の理由として、「法施行に伴う社会の関心の高まり、相談窓口の周知の強化」などが挙げられています。

すでに施行済みである大企業の会員が多い経団連ですが、今後中小企業でも同様のことが予想されます。

◆効果的な取組みの例

本調査によれば、ハラスメント防止・対応の課題について、特に当てはまる上位3つとして、「コミュニケーション不足」（63.8%）、「世代間ギャップ、価値観の違い」（55.8%）、「ハラスメントへの理解不足（管理職）」（45.3%）が挙げられています。これらへの効果的な取組み事例としては、ハラスメントに関する研修の実施、eラーニング実施、事案等の共有、コミュニケーションの活性化のための1on1ミーティングの実施、社内イベントの実施などが挙げられています。ぜひ参考にしてみてください。

ください。

【日本経済団体連合会「職場のハラスメント防止に関するアンケート結果」】

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2021/114.pdf>

いまどき就活生の意識の変化と企業選びのこだわりとは？

◆就活生の意識の変化

長期化するコロナ禍で、学生の就職意識はどのように変化しているのでしょうか。

就職情報大手のディスコの調査によると、2021年10月1日の正式内定解禁日における2022年卒の学生の内定率は、前年（88.6%）よりはわずかに下回るものの、88.4%でした。同社の2023年卒学生に向けたモニター調査では、1学年上の先輩（2022年卒）と比較して、就職戦線をどう見ているかという質問に対して、「非常に厳しくなる」7.1%、「やや厳しくなる」44.0%と、厳しく

なると答えた学生は 51.1%で、前年同期調査（計 93.7%）よりも大幅に減少しています。一方で、「やや楽になる」が急増し（6.0%→48.8%）、「厳しくなる」と見ている学生と、「楽になる」と見る学生がほぼ半々で、見方が分かれています。

◆企業選びのこだわり

学生からよく挙がる 5 項目（社風・人／仕事内容／給与・待遇／勤務地／企業規模）へのこだわり度合いについては、最も「強くこだわる」のが「社風・人」（57.5%）で、「ややこだわる」（34.5%）をあわせると 9 割（計 92.0%）を超えています。「仕事内容」も 9 割超（計 91.3%）、次いで「給与・待遇」が計 86.4%、「勤務地」が計 68.6%、「企業規模」は計 56.6%となっています。

つまり、「どこでどれだけのことをしてくれるのか（待遇）」よりも、自発的に「どんな会社（環境）で何がしたいか」を重要視する学生が多いということがうかがえます。

【株式会社ディスコ「23 卒学生の 11 月後半時点の就職意識調査」】

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000570.000003965.html>

1 月の税務と労務の手続
期限 [提出先・納付先]

11 日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和3年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31 日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第4期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第3期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報

告書の提出 [公共職業安定所]

- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

～当事務所より一言～

明けましておめでとうございます🍀

去年までは新型コロナ関連のお仕事が多かったのですが、今年はそれも収束するのでは？と思います。今年も、原点に立ち返り、「通常モード+α」で皆様のお役に立てるよう努力してまいります。

何卒よろしくお願ひ申し上げます。

